

船橋市青少年会館における電子情報処理組織の使用登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市青少年会館条例施行規則（昭和55年船橋市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条第2項及び第3項の規定に基づき、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織である船橋市生涯学習施設予約管理システム（以下「予約システム」という。）の船橋市青少年会館における予約システムの使用登録及び予約システムを使用した申請の許可書の様式について定める。

(団体の登録)

第2条 予約システムを使用する者として登録することができる者は、船橋市青少年会館の使用団体登録及び使用に関する要綱第6条に規定する船橋市青少年会館使用団体登録書が交付された団体とする。

(登録の手続)

第3条 登録をしようとする者は、予約システム使用登録等申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を青少年会館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録証（第2号様式）を交付する。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、7月1日から翌々年6月30日までの2年間とする。ただし、期間の途中で登録を受けた場合の期間は、次期登録期間前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

(登録の更新)

第5条 登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録の更新を行うときは、申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに登録証を

交付する。

- 3 登録の更新の申請は、登録の有効期間満了日の1月前から行うことができる。
- 4 登録の更新の申請が登録期間満了日の翌日から起算して2年間を経過している場合は、新たな登録の申請として取り扱うものとする。

(登録の変更又は削除)

第6条 登録団体は、登録の内容に変更があったとき又は登録の必要がなくなったときは、速やかに申請書を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新たに登録証を交付し、又は登録を削除する。

(登録の取消し)

第7条 館長は、登録団体が偽りその他不正な手段により登録を受けたと認めるとき又は引き続き登録することが適当でないとき認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録証の再交付)

第8条 登録団体は、登録証を紛失し又は毀損し再交付を申請するときは、申請書を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の規定による申請があったときには、当該申請者に対して新しい登録証を交付するものとする。

(許可書の様式)

第9条 規則第6条第3項に規定する通知の様式は、青少年会館使用許可書(第3号様式)とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

青少年会館長あて

予約システム使用登録等申請書

利用者番号

下記のとおり、船橋市生涯学習施設予約管理システムの（使用登録・更新・変更・削除・登録証の再交付）を申請します。

パスワード			
団体名	フリガナ		
代表者	フリガナ	電話 携帯	
団体所在地			
連絡者	フリガナ	電話	
利用目的			
発足年月日	年 月 日	団体構成	
登録変更・ 削除及び 登録証再交 付理由			

登録証

年 月 日

利用者番号			利用者区分	
施設グループ			主催者区分	
個人・団体登録者に関する情報	個人・団体名			
	フリガナ			
	代表者			
	住所			
	電話番号1		電話番号2	
	生年月日 (発足年月日)			
連絡先	氏名			
	電話番号			
団体情報	フリガナ			
	漢字名			
	住所			
	電話番号1		電話番号2	
有効期限			主利用目的	
備考				

上記のとおり船橋市生涯学習施設予約管理システムを使用する利用者として登録しました。

船橋市青少年会館長

青少年会館使用許可書

年 月 日

船橋市教育委員会教育長

青少年会館の使用の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1. 許可します。

催し物名				利用目的		
使用日	開始	終了	施設名	人数	基本料金 (円)	
				小計		

2. 許可しません。

	施設 (円)	基本料金 (円)	
		施設料金合計	
	設備 (円)	基本料金	
		設備料金合計	
合計 (円)	施設設備合計		